

平成 28 年度全国木材資源リサイクル協会連合会

第 3 回理事会 議事録

日 時 : 平成 29 年 2 月 17 日 (金) 12:45~14:50

場 所 : 愛知県産業労働センター ウィンクあいち 1305 号室

総 役 員 : 理事 13 名、監事 2 名

出 席 : 理事 7 名

鈴木 隆、藤枝 慎治、山口 昭彦、鷹野 賢次郎、片岡 重治、
中野 光、澤地 義雄

監事 矢吹 賢二、田中 一正

書面表決 : 理事 6 名

中山 智、櫻井 慶、徳山 重男、石田 謙治、船越 登、河本 一成

欠 席 : なし

オブザーバー出席 : 東海協会事務局 三崎 隆照、中四国協会事務局 岡崎 博紀

九州協会事務局 河野 秀彦

報道関係 日報ビジネス 青木 大地

連合会事務局 原 信男 事務局長、十川 有子

議 事

第 1 号議案 平成 28 年度事業の執行状況

第 2 号議案 平成 29 年度事業計画 (案)

第 3 号議案 役員の変更について

第 4 号議案 定款の変更について

その他

(1) 建設系廃木材需給調査について

(2) 「国への要望」提出報告

(3) 木質チップ市場価格実勢調査結果報告

(4) 平成 29 年度通常総会の開催について

(5) その他

ア 合板型枠の有償買入れ処理の事例

イ エコプロダクツ 2016 報告

ウ 連合会ホームページのリサイクルマップ改訂

議 事 内 容

司会 専務理事 澤地 義雄

1 あいさつ 鈴木 隆 理事長

本日は年度としては最後の理事会になるが、東海協会の皆様に理事会等開催の段取りをしていただき、この地、名古屋で開催できたことにお礼申し上げる。この理事会の後には視察、懇親会等があり、色々な意味での情報交換をさせていただければと考えている。又、本日の議事としては、来年度に向けた事業計画、役員の改選、定款の変更等があり、総会に向けた理事会でもあるので、有意義な理事会であるようご協力のほど宜しくお願いしたい。

2 理事会の成立

開会に当り事務局から、理事13名の内、7名が出席していること、欠席理事6名については議事について事前に書面表決をいただいていることにより理事会が成立していること、監事2名は出席されている旨の報告があった。

3 議事録署名人の選任

事務局から指名することについて了解を得て、中四国協会 片岡副理事長、北日本協会 中野理事の2名を指名した。

4 議長選任

定款に則り、鈴木理事長が議長を務めることとした。

5 議 事 議長 鈴木 隆 理事長

第1号議案 「平成28年度 事業実施状況について」 (澤地 専務理事)

○主な事業の対応状況

(1) 建設系廃木材需給調査

8月1日に委託契約し、調査事業を進めている。

建設系廃木材の発生量の推計、全国のFIT発電事業者へのアンケート調査を実施し、その他の資料と合わせて、平成27年度、平成28年度の燃料種類別の使用量を集計しており、木質チップに係る需給動向を検討している。

(2) 各種調査の実施

毎年2回実施している、地域別木質チップ市場価格実勢調査結果を公表するとともに、木質バイオマス需要調査(ユーザー調査)、木質チップ等生産会員実態調査(メーカー調査)を実施し、結果がまとまったのでホームページへ掲載するとともに、ユーザー懇談会で配布した。

(3) 再生可能エネルギー固定価格買取制度への対応

FITに係る証明事業者認定では、今年度は新たに16事業所の新規認定を行い、現在の認定事業所は75となっている。

なお、連合会がFITの事業者認定団体となって4年半が経過し、実施要領の運用に当たって若干課題が生じていることから、運用上の必要な改訂について調査広報委員会で検討している。

(4) 国内先進地視察

10月19, 20日に中国木材(株)日向工場(宮崎県)、(株)エフオン豊後大野のFIT発電施設(大分県)、熊本地震に係る災害廃棄物保管・選別施設(熊本県対応分)の3カ所を視察した。

(5) セミナー・講演会・各種イベント

6月7日に(株)トーセンの東泉社長を招き、「林業が作る地方創生」と題して講演していただいた。また、10月には、建設リサイクル技術展示会に出展した。12月には「エコプロダクツ2016」へ出展し、一般来場者や子供たちへの環境教育として啓発活動を行った。

(6) 社会貢献・CSR活動

7月に中央区立環境情報センターで開催された「もりもりフェスティバル2016」において、「リサイクル木材で本棚を作ろう」という講座を小学生向けに15組の親子を対象に開催し、好評を得た。会員から材料としてパーティクルボードと名前を刻印するための間伐材プレートの提供を受けた。

(7) 寄付金

寄付金として毎年度300万円を目標に設定しているが、現在146口292万円で、目標の300万円にわずかに届いていないため、引き続き協力を求める。

(8) 共販事業

環境調査手数料実績については、地域協会や会員が環境調査測定を行った時に委託額の10%を還元してもらって、その半分ずつを連合会と協会で折半している。今年度は、上半期においては手数料総額が145,600円となっており、手数料の1/2に当たる72,800円を委託料に応じて3協会に還元した。

(9) その他

- ① 平成28年4月に発生した熊本地震について、義援金を募集し、連合会からの寄付を含めて23件、計140万円の義援金が集まった。義援金の全額を熊本県益城町と南阿蘇村にそれぞれ半額ずつ送金した。
- ② ホームページのリサイクルマップ改訂については、昨年度からの継続事業であったが、事務局で6地域協会のデータを収集・整理して委託し、1月に改訂作業が終わり、現在、新バージョンのリサイクルマップを公表している。

以上の事業の執行により、予算額16,521千円に対し、16,638千円の収入がある。

支出状況としては、法定福利費については、これまで社会保険に加入してい

なかったが、昨年10月から社会保険の適用の拡大があるので、連合会職員の2名が7月から社会保険に加入したため、1月末時点で430千円の執行になっている。

業務委託費は8月に2,991千円を契約しているので、4月に支払う予定である。

報償費が120%の執行額になっているが、総会において定められた役員の報酬規程に則り、調査研究は調査費よりも報償費による支出の方がより適切であると考えられる。これにより報償費が不足しているものであるが、支払総額は変わらない。

ホームページ管理費は、委託事業が終了し、支払いを終えている。

以上の説明に対して、特に意見はなく、了承された。

2号議案 平成29年度事業計画（案）について （澤地 専務理事）

現時点では、平成29年度事業計画骨子（案）としている。

1 事業計画骨子（案）の概要

FIT制度が施行されてバイオマス発電設備が順次認定されているが、平成26年9月から2年間で約300万kWの設備が新たに認定されて、この内約50万kW分がすでに稼働を開始している。今後も新たに設備認定がされるとともに、これらの認定済みの設備が順次稼働を開始することにより、膨大なバイオマス燃料が必要になると見込まれる。

資源エネルギー庁が毎月公表しているFIT認定設備の状況を6か月ごとに整理した資料により、2030年度における長期エネルギー需給見通し量と比較したところ、最新の平成28年9月末時点において、未利用材はすでに2倍近くの認定量となっており、また、一般木質は見通し量に近づいており、建設資材廃棄物は既に見通し量と同量まで認定されている。

こうした状況において、ますます木材資源を安定的に活用することが求められるため、29年度の事業についても、「構想を提案する団体」として、循環型社会形成の推進に寄与する事業を確実に推進していく。

以上を基本として、総会前の理事会に29年度の具体的な事業計画を提案することとする。

2 主な事業計画（案）

（1）再生可能エネルギー固定価格買取制度への対応

平成24年8月に連合会が「自主行動規範」を策定し、「木質バイオマス証明」の認定団体になり、これまでに全国で75事業所の認定を行ってきたが、本制度の施行から4年半を経過して、発電設備の認定・稼働が急激に増加しており木材資源の

適正な需給の確保等、種々の課題が提起されてきている。

これ等の課題について、関係国、機関、団体等と適切な調整を行うとともに、課題対応のための調査、情報提供、研究事業を行う。

平成 28 年度に実施した「建設系廃木材需給調査」結果を受けて、関係機関、団体と連携しながら適正な需給確保のための調査・検討を行う。

- (2) 木材資源等の再利用、廃木材の適正処理等に関する環境保全のための、イベントセミナー、シンポジウム、講演会等の開催事業

講演会の開催、環境展示会等への出展等を行う。

- (3) リサイクル技術及びリサイクル関連法案整備のための調査、研究事業
調査広報委員会の開催、各種調査の実施、先進事例視察等

- (4) 木材資源等の再利用、適正処理を通じた環境保全に関する情報提供事業
ユーザー懇談会、需給問題検討会の開催、国・自治体との協力等

- (5) 木材資源等の再利用に関する活動を行う団体に関する助言、指導又は援助事業
地域協会との協調、木材サミット等関係会議の参加等

- (6) 木質リサイクルチップの品質対策

当連合会の品質基準と「日本木質バイオマスエネルギー協会」の統一規格との整合を図ることにより、品質の安定が確保できることが期待されるが、一部において木質チップの混入物が規格に適合しない事例がユーザーから提起されており、この実態と対策について必要な検討を行う。

- (7) 国への要望

毎年、種々の課題について、国へ要望書を提出しているが、問題点の現状把握、適正な課題の抽出、対応方法、要望事項などについて調査広報委員会において検討を進める。

- (8) 先進地域視察

再生可能エネルギー政策、木質バイオマス利用の先進事業展開等について、国内外を問わず、参考になる地域、事例の視察を実施する。なお、地域協会が計画する視察計画との連携も図っていく。

- (9) 国際交流と人材育成

木質バイオマスの利用を推進しようとする海外団体との交流、外国人を含む人材育成に貢献できるような情報収集を行う。

- (10) 会員不在県の解消と会員の拡大

北海道、北陸地域、四国地域での会員増強と、新規会員の入会状況を見ながら、会員の拡大について検討する。

- (11) 寄付金

平成 28 年度同様、目標金額を 300 万円に設定し支援を頂けるようお願いすることとする。

- (12) 共販事業

現在、各協会会員からの品質委託分析は、比較的安定して行われているものの、

目標額 1 千万円（還元額 100 万円）の 20%程度に留まっているが、引き続き実施していく。

(13) 各種イベントへの出展

平成 29 年度は、12 月に東京ビックサイトで開催される「エコプロダクツ」等に
出展することとする。

(14) 社会貢献・CSR 活動

連合会組織の事業活動の広報に努めるとともに、地域の環境教育活動に参加して
いく。

議長 29 年度事業計画としての予算の執行が付随するが、それは次回理事会におい
ての検討となる。

以上の説明に対して、特に意見はなく、了承された。

第 3 号議案 役員の改選

議長 次回理事会において最終の役員改選について諮りたい。総会においては一度理
事の皆さんは辞任して、再度総会においての選出ということになる。

役職については、更にそのあとの理事会において決まることになるが、理事の
中で、変更等あればご意見を聞きたい。

なお、私の方で現在聞いているのは、名誉会長は今期をもって辞するとのこと
である。

澤地専務理事 今回、理事長が交代されると聞いている。新しい理事長になるのであれ
ば、事務局も新しい体制で進める方がよいのではないかと思うので、今期で退任
させていただければと考えている。

議長 理事ということでは、私は北日本協会の代表として残ることになると思うが、
役職の方は三期にわたり続けたので、理事長の職は今回交代して、新しい体制で
進めていただきたいというのがお願いである。

なお、役員の改選について、今回、専務理事が退任するという事になった。
その後の人事についてはまだ決まっていないが、事前の段階としては後任には、
関東木材資源リサイクル協会の原専務理事が全国の理事として入るという事を
前提にしている。

以上の説明に対して、特に異議はなく、了承された。

第 4 号議案 定款の変更について

(澤地 専務理事)

第 6 条の会員の種別の内「物流会員」の定義が「木くずの収集運搬を業とする個人
及び団体」となっているが、この定義では廃棄物処理法の産業廃棄物である木くずの
収集運搬を行う許可を受けた業者となり、実態に合わない。物流会員は製品であるチ

ップを扱うものであり、基本的に廃棄物ではないことから定義を変更するものである。
定義として「木材資源の物流を業とする個人及び団体」とすることが適切であるので変更するものである。

以上の説明に対して、特に異議はなく、了承された。

その他

(1) 建設系廃木材需給調査について (澤地専務理事)

本委託調査については、建設系廃木材の今後の需給がどうなるか検討しようということで委託調査を行っている。廃木材の発生量の推計、廃合板型枠の一般木質化により今後の需給がどうなるか、また、資源エネルギー庁の公表資料や発電事業者へのアンケートにより、木質燃料の需給がどうなるか、といったことを2030年度を見通して調査しているものである。

- ① 委託調査は、8月1日に国際航業株式会社と随意契約し、委託額は消費税を含めて299万円となっている。
- ② 調査項目の建設系廃木材の将来発生量の推計については、建物の寿命によって順次解体されるとの推計を行っている。将来の除却時点については、北海道の調査結果を使って、建築して39年後には約半数が除却されるという将来推計を実施した。
- ③ 結果として、2026年度（平成38年度）ころには現状より解体発生木材は増加し、その後、緩やかに減少する見込みとの推計結果になった。
- ④ その前提として、野村総研の推計では2030年度に向けて、新築着工件数は年90万戸程度から年54万戸まで減少するとの推計があり、これを採用した。
- ⑤ しかしながら、新築着工件数が減る中で、解体だけは増加するというのは疑問などの意見が調査広報委員会に出て、判断するのが困難な状況になった。
- ⑥ そこで、これらの状況に詳しい方の意見を聞こうと云うことで、先週、国土交通省の外郭団体である「先端建設技術センター参事役」の方の意見を伺った。
- ⑦ その方の主な意見は、つぎの2点であった。

ア 建物の新築件数と解体件数には正の相関があり、その相関係数は0.8程度と非常に大きい。家屋の解体も経済活動の一環として動いている。

そのため、今後、新築件数が大幅に減少する見込みの中では解体件数が増えることはないだろう。

イ 高度成長期に新築件数が最も多くて、現在その解体時期を迎えているとの意見が多く出ているが、高度成長期の家屋は、構造、品質が十分でなく、そのため前倒しで解体されてきており、また、1981年以降の新築家屋は新耐震基準の適用や建築基準法の改正により品質が向上して、長寿命になっており解体されない状況にある。

- ⑧ 国際航業の推計では、家の寿命として、1970年代の高度経済成長時代の建物の寿命、これは、具体的には、39年経過すると約半数が建て替えされるとの建物寿命を、その後の建物が長寿命化した以降も全て同じ耐用年数で解体されるとした推計であり、建物の耐用年数が伸びているという実態が反映されていないことになる。
- ⑨ すでに、年度の終わりの2月であり、この対応については難しいことになるかもしれないが、国際航業には、これらを踏まえた推計を実施してもらいたいと依頼した。

山口 北海道の事例を全国に適用すると云うことは一般的でないように感じる。

澤地 たくさん集めた使えるデータが北海道しかないとのことであった。

議長 最終報告はどうか。

澤地 3月中に仕上げることとなっている。

山口 各協会で、解体の入荷量データがあるので、ある程度分かるのではないか。そういったデータを時系列に追っていけば読み取れるものがあるのではないか。

1棟解体すると昔は10t程度出たが、最近では7t程度という経験則がある。そういうことから計算しても大きくは、ずれない。

鷹野 解体については正確な数値がない。新築着工は、2015年度は92万戸、2016年度は97万戸、今年は90万戸前半と見込まれている。最近数年間は近畿では48万t~50万tくらいでほとんど変わっていない。新築着工が60万戸に減っても、残存家屋があるから新築数の減少に比例して極端に減ることはないという予測は立つ。だから、10年、15年くらいは持つだろうとみているが、景気の良しあしによっても変わってくる。

山口 推計するにも根拠が必要になる。経験則だけではなかなかまとめきれない。連合会としても各地域からデータを収集しているので、それらを時系列的に使うことも出来るのではないか。

議長 連合会の集めているデータから見て、こうなる可能性が高いといった見方が出来るのではないか。

澤地 家屋の長寿命化を考慮して推計したとしても、現実にどうなるかは別なので、景気の変動や連合会の経験則など色々な観点から修正・補正して今後の需給の見通しを立てていくと云うことがこれからの課題と考えている。

鷹野 2016年度の新築は97万戸といわれているが、中身は貸家が多い。相続税対策で、遊ばしている土地に貸家を作って相続税を低減しようとして賃貸住宅が増えている。

原 家屋の長寿命化の傾向が推計には反映されていない。先ほど、以前より解体当りの木くずの発生量が近年は減っているという話があったが、現場の声を聞くと、以前は土曜にも解体木くずが持ち込まれていたが、最近では土曜日は相当減っているという話が出ている。

議長 いずれにしても、経験則を含めてまとめていきたい。

(2) 「国への要望」提出報告 (澤地専務理事)

1月20日に4省庁に要望書を提出した。

新しい要望項目は、4点あり、環境省に対しては、「廃合板型枠など有償の木くずを対象に生産設備としての破砕施設を設置する場合も生活環境影響調査の実施を求める」件と、「大規模災害廃棄物対策地域協議会・連絡会に、当連合会の地域代表者の参画を求める」ことの2点である。

経済産業省に対しては、「FIT 認定設備の内容のうち、事業者名や種類別燃料使用計画の公表・閲覧」を求めている。

4点目は、農林水産省に、「木質バイオマスエネルギー利用動向調査の公表において、市町村単位の資料の公表」を求めたものである。

なお、2月22日に開催される需給問題検討会において、各省庁から見解が説明される予定であるが、その前に、国からの施策等の説明として環境省から、「廃棄物処理法の見直しについて」、国土交通省から、「解体工事業の新設について」の2点について説明がされる予定である。

(3) 木質チップ市場価格実勢調査結果報告 (十川)

年2回調査をしており、今年度4月時点、10月時点の市場価格実勢調査結果をまとめ、ホームページで公表している。

これまでの集計作業を振り返ると、北日本協会以外のエリアについては大きな変動はない。

なお、今年度の「建設系廃木材需給調査」の委託項目に価格の変動が入っているので、検討結果が示されるはずである。

(4) 平成29年度通常総会の開催について (澤地 専務理事)

5月19日13:30から通常総会の開催を予定している。

開催場所は、現在、亀戸文化センターを予約しているが、文京シビックセンターに予約できればそちらで開催する。

議題については例年通りとしている。

講演会は、演題として、「木質バイオマスの需給動向」についてとして、講師は現在委託調査をしている国際航業(株)の方を予定している。

(5) その他

ア 合板型枠の有償買入れの事例 (澤地 専務理事)

平成27年7月に林野庁から出されたQ&Aにより、廃合板型枠が合法木材の版面表示があつて、かつ有価で取引された場合は、FITの燃料区分として一般木質を適用するとされたが、具体的な進展事例があるので、報告する。

- ① 日本型枠工事業協会に状況を聞いたところ、2017年4月からのグリーン購入法の適用は、経過措置が切れて本年4月から予定通り適用される見込みであり、現場も対応できるとのこと。但し、廃合板型枠を有償として持ち込む先が急なことなので分からないので、全国木材資源リサイクル協会連合会と協議する場を設けたいとの申し出があったが、こちら側では、有償持ち込みは想定していないとしてその話しは受けていない。
- ② 全木リ連が認定している FIT 燃料証明事業者（関東）から、廃合板型枠を一般木質として発電所に納入するとして届出があり、受理している。
- ③ この届出によれば、国外、国内産の合法合板を扱う納材業者が、型枠工務店から不要となった合板を有償で引き取り、以降、破砕、輸送、発電会社への納入等、全て有償で販売することにより、一般木質として納品するシステムを構築し、本年2月から稼働すると云うことである。能力は年12千トンである。
- ④ これまで、産廃として扱っていたものが、有償品としての扱いになり、廃棄物処理の流れから抜けることになる。
- ⑤ 破砕施設は千葉県に新たに設置され、発電設備も千葉県の事業者である。
- ⑥ なお、型枠工務店以降は全て燃料証明事業者の認定を受けているとのことである。

鷹野 型枠工務店が分別して、チップ化工場に有償で持ち込んでチップにする方法と我々の工場が FIT の認定をとって、廃棄物としてではなく有償品として買い取るのと方法は2種類になる。問題は、合法的な輸入木材で作った合板型枠も全て一般木質として扱われるようになることである。合法的な輸入木材は全てこれに該当するという話に発展する可能性がある。

澤地 平成27年7月の Q&A が出たときには、輸入された合法木材で作られる合板型枠も対象とされている。

鷹野 グリーン購入法とは何かというと、国の発注事業については、グリーン資材を使いなさいと云う法律であるが、一般木質化とグリーン購入という言葉は、関係ないのではないかと云う。民間の建築で使った合板型枠も対象になるのであるから、グリーン購入法に何ら関係ない。元々は、未利用材を合板に使ったものをグリーン資材として認めようとするので始まったはずだ。

中野 チップの市場から云って、廃合板型枠の有償はあり得ないと考えていたが、実際にこのような事例が出てくると、どの位で動いているのか把握しないと、状況が見えてこない。

鷹野 関西では、ボイラーの燃料利用者が、合板型枠のチップ購入に絶対で12~15円位は出せるといった事例がある。ボード業界では型枠を原料として結構使っているが、そうすると、同じような値段でないとチップを買えないと云うことになる。それでボードを作って採算が合うのか疑問である。

一部のボードメーカーは危機感を持っているが、全体としては動いていない。

このため、近畿では、値段が高くなるかもしれないが、チップメーカーはみんな4月までに一般木材の認定をとろうという話になっている。有償で受け取って、高い値段になるが、それでボード原料やF I Tの燃料として売ることになる

山口 グリーン購入法の意味合いから云ったら一般木質化はおかしいのではないか。
鷹野 グリーン購入法は、リサイクル材を対象にグリーン資材として指定してきた。パーティクルボードは建設廃材を使っているので、グリーン資材として指定されて、優先的に使ってくれと動いた。

しかし、現状は、ボード会社の使う量はそう多くないという国のスタンスがある。環境省はこの件に関してはなにもいわないだろう、廃棄物が減る、有価物になるからありがたいことと云う考えだ。

河野 連合会では、この種の動きに対しては引き受けないという方針であったが、今になって、認定をとって受けようというのは多分、都会周辺でしか成り立たない事業ではないかと思う。

鷹野 最初はグリーン購入法の指定された材は未利用材を使って作ったもので量がしれているから、放っとけという話しであった。ところが、輸入の合法木材を使った合板型枠も全部対象ですというのは、話が違ふと云うことである。合法木材全部を対象とするということになると、輸入品も含まれてしまう。グリーン購入法という話しだったが、合法木材であれば対象になるというなら、型枠に限らず、他の輸入木材も対象になるのかという問題が出てくる。

どんどん広がってくることになるので、どこかで歯止めしなければ問題になる。

河野 九州に限っては、型枠のチップは使わないでくれとお願いをしている。

鷹野 熊本では、地震によって壊れた家屋のチップは一般廃棄物として17円材になっている。一番の問題は、いくらで買おうが、電力会社には罰則はない。曖昧なやり方で良いのかという問題がある。

山口 連合会としての対応はどうするのかという問題がある。また、自分たちを守るためにはどうするのかというと、それぞれが決めることになる。

鷹野 ただし、我々の規模では、月に500t、1,000tやって採算が合うのかという問題もある。

中野 このままでは20年前に戻ってしまう。あの頃は一山いくらで買っていたが、問題があった。

藤枝 これと同じような考えで、千葉の場合は果樹園の剪定枝を有価で買い付けたものは一般木材で24円材として扱うというものが動いている。

24円材としての取引になると、廃棄物ではだめだから有価扱いになる。それを変えるには、自治体の解釈を変えてもらわなければならない。処理費をもらうが、有用物として処理計画から外すという自治体も出てきている。

中野 許可なしでやる事業者は、我々が要求されているものと同等の条件でやらせないと、簡単に仕事が出来てしまう。

藤枝 我々は近隣対策などやらなければならないが、許可が必要なければ申請リスク

が全くない。問題を起こしたときに、許可業者ではないから、行政は指導も立ち入りもできない。

山口 川下から川上まで一貫した仕組みを作られてしまうと、我々の仲間の手から離れてしまう。

鷹野 一番影響を受けるのはボードメーカーである。繊維板工業会にもう少し声を出してもらわなければいけない。

藤枝 これにより、市場からチップは減ることになる。

これを発端にして、神奈川では、今回、型枠が有価になるから、角材も有価になるのではないかと云われている。

山口 型枠の話しからパレットなど他に飛び火することは困る。

藤枝 深く勉強して、しっかり国に対応していかなければならない。

鷹野 パレットも合法木材と云われると影響が大きい。

グリーン購入法が出来た頃は合法木材のことは表には出ていなかった。

合法木材のことが出てきてから、それはグリーン購入法の資材として認めましょうということになった。元々これは、合板型枠でなく、パーティクルボードから始まったものである。

議長 合板型枠の件に関しては、具体例も金額も出てきて、繊維板工業会の対応、パレットなども含めて、色々なところに影響が出てくる可能性があると思うことがここで確認できた。もう一度、内容、影響も含めて整理し、国等への動きを進めることとしたい。

イ エコプロダクツ2016報告

(十川)

各協会事務局と関東協会企画財政委員の方々の応援を頂いて開催できた。

協賛会社15社から協賛金及び配布物を提供頂いた。今回から連合会と北日本協会のブースの仕切り板をはずせないことになり、スペース的に手狭になった。

藤枝 見学の一環で子供さんの参加が多い。子供への教育ということで工作やクイズ等を取り入れ立ち寄ってもらえるようにすると、参加が増えるのではないかと。

十川 北日本協会では楽しいワークショップをしていると聞いている。松ぼっくりを使ったクラフト教室など、来年度は検討してみたい。

ウ 連合会ホームページのリサイクルマップ改訂

(十川)

リサイクルマップの最終版が1月に完成し、ホームページで新バージョンを公表している。都道府県別となり、以前より使いやすくなったので、活用していただきたい。

エ 廃棄物処理法の改正について

(藤枝副理事長)

廃棄物処理法の今回の改正については、我々の業界には余り影響はないが、大

きな点としては次の事項が改正に盛り込まれる見込みである。

- ① 特別管理産業廃棄物の扱い量が一定以上の排出事業者は、電子マニフェストの使用が義務付けられる。
- ② 子会社が親会社の廃棄物を処理する場合に、親会社の自ら処理として認める。
- ③ 許可の取消業者に対して、改善命令を出せるし、業者は処理困難通知を出せると変わる。
- ④ いわゆる、スクラップヤードが登録制になり、自治体が指導に入れるようになる。

なお、7月に環境省のリサイクル・廃棄物対策部がいよいよ廃棄物が取れて、環境再生・資源循環局に名称が変わるので、それに合わせて全産連も団体の名称を変えることとしている。

その他に特に発言はなく、理事会は終了した。

閉会 14:50

以上をもって全ての議案は終了し、この議事録通り相違ないとして、議長及び議事録署名人において記名捺印する。

平成29年3月9日

議 長 理 事 長 鈴木 隆 ⑩

議事録署名人 副理事長 片岡 重治 ⑩

議事録署名人 理 事 中野 光 ⑩

議事録作成人 専務理事 澤地 義雄 ⑩